

奈良市公報

号外 第 26 号

平成19年11月27日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

告 示

○一般競争入札の実施（2件）	1
○奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者の指定	3
○地縁による団体の認可	3
○放置自転車等の保管	4
○奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示	4
○放置自転車等の保管	4
○指定管理者の公募	5
○奈良市在宅高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱の一部を改正する告示	5
○開発行為に関する工事の完了	5
○道路の位置指定	6
○奈良市母子家庭常用雇用転換奨励金交付要綱の一部を改正する告示	6
○奈良市母子家庭自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する告示	10
○奈良市母子家庭高等技能訓練促進費交付要綱の一部を改正する告示	11
○政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例施行規則に基づく報告書の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示	11
○奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者の指定	12
○予防接種の実施	12

訓 令 申

○郵政民営化法等の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令	12
-----------------------------	----

公 営 企 業

○一般競争入札の実施	13
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出	14
○奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程	14
○郵政民営化法等の施行に伴う関連規程の整備に関する規程	14
○会計帳簿等の様式に関する規程の一部を改正する告示	15
○奈良市水道局において発行する納付書、納入通知書及び領収書の一部を改正する告示	15
○奈良市水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定の一部改正	

告 示

奈良市告示第521号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成19年9月18日

奈良市長 藤原昭

1 入札に付する事項

東部第2-1地区管路施設工事（柳生）17工区ほか8件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成19年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成19年9月21日までは入札控室、同月22日以降は監理課窓口	奈良市総務部監理課 電話 0742-34-4743
4 入札の場所	別表省略
5 入札の日時	(平成19年9月18日掲示済)
6 入札保証金に関する事項	奈良市告示第522号
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。	次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。
7 郵便入札に関する事項	平成19年9月18日
(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便	奈良市長 藤原昭
(2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり	1 入札に付する事項
(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留	(1) 工事名 浸水対策下水道築造工事(公3)
(4) 郵便入札の無効	(单5) 杉ヶ町～北風呂町地内
ア 入札に参加する資格のない者のした入札	(2) 工事場所 奈良市杉ヶ町～北風呂町地内
イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札	(3) 工期 契約の日から平成20年3月25日まで
ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札	(4) 工事概要 工事延長 L=264.10m
エ 入札書に記名押印のない入札	HP φ1200mm管推進工 L=226.66m
オ 入札金額を訂正した入札	HP φ1200mm管推進工 L=27.85m
カ 入札書に工事件名のない、又は間違のある入札	4号現場打人孔 1箇所
キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札	付帯工 1式
ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書	補装復旧工 1式 付帯構造物工 1式 発進基地付帯工 1式
ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札	(5) 予定期格 136,823千円(消費税及び地方消費税を除く)
8 入札参加申請	(6) 最低制限基準価格 102,916千円(消費税及び地方消費税を除く)
入札参加を申請する者は、告示日から平成19年9月21日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。	2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 2社または3社による特定建設工事共同企業体(市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。)で、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。
9 入札参加資格の審査及び決定	(1) 平成19年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
(1) 審査機関	(2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。	(3) 当該工事に専任の監理技術者又は主任技術者を配置できること。
(2) 入札参加者の決定通知	(4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
平成19年9月22日までに入札参加申請者に通知します。	(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
10 その他	(6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
(1) その他の詳細は、入札者心得によります。	(3) 設計図書等を示す場所及び日時
(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。	
(3) 問い合わせ先	
奈良市二条大路南一丁目1番1号	

(1) 日時 平成19年9月18日から10月16日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）		入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。								
(2) 奈良市総務部監理課 なお、設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。		(2) 入札参加者の決定通知 平成19年9月28日までに、共同企業体の代表者に通知します。								
4 入札の場所及び日時 奈良市役所 入札室 平成19年10月17日 午前9時40分		9 その他 (1) その他の詳細は、入札者心得によります。 (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。								
5 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。		(3) 問い合わせ先 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市総務部監理課 電話 0742-34-4743								
6 郵便入札に関する事項 (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便 (2) 入札書の到達期限 平成19年10月16日 (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留 (4) 郵便入札の無効 ア 入札に参加する資格のない者のした入札 イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札 ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札 エ 入札書に記名押印のない入札 オ 入札金額を訂正した入札 カ 入札書に工事件名のない、又は間違がある入札 キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札 ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書 ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札		(平成19年9月18日掲示済)								
7 入札参加申請 (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。 ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書 イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型） ウ 委任状 エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員） オ 直近の経営事項審査結果通知書の写し（各構成員） (2) 入札参加申請方法 平成19年9月20日から9月26日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部監理課に(1)の書類を持参してください。		奈良市告示第523号 奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則（平成17年奈良市規則第51号）第4条第1項の規定により奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者を指定したので、同規則第10条の規定により次のとおり公示します。 平成19年9月18日 奈良市長 藤原昭								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>代表者氏名</th> <th>所 在 地</th> <th>指 定 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有限会社 泉電機工業</td> <td>代表取締役 泉 昭司</td> <td>奈良県香芝市田尻104</td> <td>平成19年 9月14日</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(平成19年9月18日掲示済)</p>	名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日	有限会社 泉電機工業	代表取締役 泉 昭司	奈良県香芝市田尻104	平成19年 9月14日
名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日							
有限会社 泉電機工業	代表取締役 泉 昭司	奈良県香芝市田尻104	平成19年 9月14日							
8 入札参加資格の審査及び決定 (1) 審査機関		奈良市告示第524号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり公示します。 平成19年9月18日 奈良市長 藤原昭								
		<p>1 名称 般若寺町自治会</p> <p>2 規約に定める目的 本会は、規約第4条に定める区域における住民相互の連携、環境の整備、本会所有施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、そのための不動産又は不動産に関する権利等を保有する。</p> <p>本会は、規約第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 会員の親睦及び会員相互の連絡調整、学習活動および福祉その他相互扶助活動</p> <p>(2) 道路の清掃その他環境整備活動及び行政団体への協力活動</p> <p>(3) 会員のためのスポーツ、レクリエーションその他各</p>								

種イベント活動

- (4) 会所・共同墓地等共有財産の維持管理及び会員に対する利用提供活動
(5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

3 区域

奈良市般若寺町全域と川上町390番地の2及び392番地とする。

4 事務所

奈良市般若寺町227番地

5 代表者の氏名及び住所

中村 忠行

奈良市般若寺町306番地の10

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

いずれもなし

7 代行者の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに同条第2項第2号の規定によるほか、正会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。

9 認可年月日

平成19年9月13日

(平成19年9月18日掲示済)

奈良市告示第525号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年9月18日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成19年9月18日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認でき

るもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市市民生活部市民安全室地域安全課

電話0742-34-1111代表

(平成19年9月18日掲示済)

奈良市告示第526号

奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年9月20日

奈良市長 藤原 昭

奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費補助金交付要綱（平成6年奈良市告示第100号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

(1) 次条の規定に基づき算定した補助金の額が5万円以下の事業

(2) 修理又は修景が複数年度にわたる事業

附 則

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

(平成19年9月20日掲示済)

奈良市告示第527号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年9月20日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成19年9月20日

3 移動対象区域

近鉄西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年9月20日掲示済)

奈良市告示第528号は、奈良市公報号外
第27号に掲載

奈良市告示第529号

奈良市自転車駐車場の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成19年9月25日

奈良市長 藤原昭

1 公の施設の所在地及び名称

- 奈良市中筋町31番地の18
奈良市中筋自転車駐車場
奈良市右京一丁目14番地
奈良市高の原第一自転車駐車場
奈良市朱雀三丁目23番地
奈良市高の原第二自転車駐車場
奈良市右京一丁目14番地
奈良市高の原第三自転車駐車場
奈良市右京一丁目12番地
奈良市高の原第四自転車駐車場

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の利用承認及び利用制限に関する事項。（使用料の収納に関する事項を含む。）
(2) 駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関する事項。
(3) その他市長が定めること。

3 指定予定期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

4 指定申請の方法

- (1) 指定申請書等の配布及び提出場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市市民生活部市民安全室地域安全課
(2) 申請期間
平成19年10月1日から平成19年10月22日まで
(3) 提出書類
奈良市自転車駐車場指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。
ア 奈良市自転車駐車場指定管理者事業計画書
イ 奈良市自転車駐車場指定管理者収支予算書
ウ 団体の定款、寄付行為の写し及び登記事項証明書
(法人以外の団体にあっては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し)
エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
カ 団体の役員名簿その他これに類する書類
キ 団体及びその代表者が平成18年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
ク 共同体にあっては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手続に係る委任状

5 その他

その他の詳細は、奈良市自転車駐車場指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先

奈良市市民生活部 市民安全室 地域安全課
電話0742-34-1111（内線2252）

（平成19年9月18日掲示済）

奈良市告示第530号

奈良市在宅高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年9月25日

奈良市長 藤原昭

奈良市在宅高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市在宅高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱（平成12年奈良市告示第137号）の一部を次のように改正する。

第2号様式（第4条関係）中「直接又は郵送」を「郵送等」に改める。

附 則

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

（平成19年9月25日掲示済）

奈良市告示第531号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年9月26日

奈良市長 藤原昭

1 許可の年月日及び番号

平成18年5月23日 奈良市指令都整開 第06A-2号

2 檢査済証の交付年月日及び番号

- (1) 開発行為 平成19年9月26日 第1080号
(2) 公共施設 平成19年9月26日 第470号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市大宮町二丁目98番地の1、98番地の8及び98番地の10

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市筒井町51-3

株式会社イングス

代表取締役 藤本 正義

大和郡山市筒井町51の3

藤本建設株式会社

代表取締役 藤本 正義

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 公園

奈良市大宮町二丁目98番地の10

（平成19年9月26日掲示済）

奈良市告示第532号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成19年9月27日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市西大寺東町二丁目1番63号
申請者氏名	三和住宅株式会社 代表取締役 小林 茂樹
道路の位置	奈良市秋篠三和町二丁目430番地の7及び430番地の8の各一部
道路の幅員	最大5.00m 最小5.00m
道路の延長	30.45m
指定年月日	平成19年9月27日
指定番号	第19007号

(平成19年9月27日掲示済)

奈良市告示第533号

奈良市母子家庭常用雇用転換奨励金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年9月27日

奈良市長 藤原 昭

奈良市母子家庭常用雇用転換奨励金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市母子家庭常用雇用転換奨励金交付要綱（平成16年奈良市告示第337号）の一部を次のように改正する。

第2条中「短期雇用（有期で雇用することをいう。以下同じ。）」を「短期間の有期雇用（以下「短期雇用」という。）」に改め、「職業訓練（OJT）実施計画書（別記第1号様式。以下「OJT計画書」という。）を市長に提出し、職業訓練（OJT）開始後6箇月以内に」を削る。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 常用雇用への転換に向けた職業訓練（OJT等）開始後6箇月以内に期間の定めのない労働契約（その定める一週間の所定労働時間が、同一の事業に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比べ短く、かつ、30時間未満であるものを除く。）を締結し、雇用保険における一般被保険者（高齢者継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者に該当する者を除く。）として雇用した事業主であること。

第4条本文中「OJT計画書」を「常用雇用への転換に向けた職業訓練（OJT等）実施計画書（別記第1号様式。以下「OJT計画書」という。）」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 公共職業安定所若しくは職業紹介機関に求職申込みをしていること又は求職申込みをしていたこと。

第7条第1項中「短期雇用実施結果報告書」を「常用雇用転換奨励金の支給に係る短期雇用実施結果報告書」に改める。

第8条第1項第4号中「移行」を「転換」に改め、同項第5号中「の短時間労働被保険者以外の一般被保険者」を「における一般被保険者（高齢者継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者に該当する者を除く。）」に改める。

別記第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

別記

第1号様式（第2条、第4条—第6条関係）

常用雇用への転換に向けた職業訓練（OJT等）実施計画書

提出日 年 月 日

①事業主		フリガナ			
②短期雇用を行う事業所	名称（①と同じである場合は省略可）		フリガナ		
	所在地		(〒 -)		電話() -
③対象労働者氏名		フリガナ		生年月日	年 月 日生（歳）
④児童扶養手当の受給の証明		上記の者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) ㊞			
⑤常用雇用への転換に向けた職業訓練開始日		年 月 日			
⑥短期雇用期間中に講じる措置の内容				⑦常用雇用に転換するための要件	
⑧短期雇用期間中の労働条件		賃金	基本給 月額・日額・時給 円 定期的に支払われる手当 1箇月当たり 円		
		就業時間	：から：まで週休日 1週間当たりの所定労働時間 時間		
		その他	(補足説明)		
⑨常用雇用転換奨励金の事務手続の担当者		氏名	役職		
		連絡先（②の所在地と同じ場合は省略可）		(〒 -) 電話() - (内線)	
上記内容について、同意します。 (対象労働者氏名) ㊞			(備考)		
私の戸籍、住民票及び所得状況を示す書類について常用雇用転換奨励金の事務手続に必要な限度において、閲覧されることに同意します。 (対象労働者氏名) ㊞					

(注) 「④児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

第2号様式(第7条関係)

常用雇用転換奨励金の支給に係る短期雇用実施結果報告書

提出日 年 月 日

①事業主		フリガナ			
②短期雇用を行った事業所	名称(①と同じである場合は省略可)		フリガナ		
	所 在 地		(〒 -)	電話() -	
③対象労働者氏名		フリガナ		生年月日	年 月 日生(歳)
④常用雇用転換に向けた職業訓練開始日		年 月 日	⑤結果	1 常用雇用転換 (転換日 年 月 日) 2 離職	
⑥(常用雇用へ転換した場合)転換後の労働条件		賃金	基本給 月額・日額・時給 円 定期的に支払われる手当 1箇月当たり 円		
		就業時間	: から : まで週休 日 1週間当たりの所定労働時間 時間		
		その他			
⑦(常用雇用へ転換しなかった場合)転換しなかった理由					
⑧常用雇用転換奨励金の事務手続の担当者		氏名		役職	
		連絡先(②の所在地と同じ場合は省略可)		(〒 -) 電話() - (内線)	

上記内容について、確認しました。

(対象労働者氏名) ㊞

(備考)

第3号様式(第8条関係)

母子家庭常用雇用転換奨励金交付申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

常用雇用転換奨励給付金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

①事業主	所在地(〒) 名称 氏名	㊞
②常用雇用を行った事業所①と同じである場合は省略可)	所在地(〒) 名称 氏名	
③対象労働者の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日	年 月 日
	(3) 常用雇用への転換に向けた職業訓練開始年月日	年 月 日
	(4) 常用雇用転換年月日	年 月 日
	(5) 申請日現在の雇用状況	常用雇用者として勤務中・離職(年 月 日)・その他
	(6) 児童扶養手当の受給の証明	上記の者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) ㊞
④事業者の状況	(1) ③の対象労働者を雇い入れ前3箇年に雇用したことが 有(年 月 日離職)・無	
	(2) 常用雇用転換日前6箇月間に常用労働者を事業主の都合により解雇したことが 有・無	
⑤申請書作成者氏名	(所属部署)	(電話番号)
(備考)		

(注) 「(6) 児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

別記第4号様式中

「④職業訓練開始日」	年　月　日	」を
「④常用雇用への転換に 向けた職業訓練開始日」	年　月　日	に、

「月給・日額」を「月額・日額・時給」に改める。

別記第5号様式及び第6号様式中

「②常用雇用を行った事業 所」	を	この告示は、平成19年10月1日から施行し、この告示による改正後の奈良市母子家庭常用雇用転換奨励金交付要綱の規定は、同日以後に交付申請される転換奨励金から適用する。 (平成19年9月27日掲示済)
「②常用雇用を行った事業 所(①と同じである場合 は省略可)」	に、「職業訓練開始年月日	奈良市告示第534号 奈良市母子家庭自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。 平成19年9月27日 奈良市長 藤原昭

「年　月　日」を「常用雇用への転換に向けた職業訓練開始年月日　年　月　日」に改める。

別記第7号様式中「職業訓練開始年月日

「年　月　日」を「常用雇用への転換に向けた職業訓練開始年月日　年　月　日」に、「常用雇用移行年月日」を「常用雇用転換年月日」に改める。

附 則

別記第1号様式中

「③教育訓練の期間」	年　月　日～年　月　日	」を
「③教育訓練の期間」	年　月　日～年　月　日 (受講開始日)	に、
「⑥過去の受給の有無」	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある・ない	
備考		
「⑥過去の受給の有無」	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある・ない	
「⑦児童扶養手当の受給の 証明」	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印 に	
備考		

改め、同様式(注)の部分の第2項中「40%」を「20%」に、「8千円」を「4千円」に、「20万円」を「10万円」に改め、同部分に次の1項を加える。

7 「⑦児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児別記第2号様式中

童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

⑤教育訓練の期間	年 月 日～年 月 日	を
----------	-------------	---

⑤教育訓練の期間	年 月 日～年 月 日	に
----------	-------------	---

改め、同様式(注)の部分の第2項中「40%」を「20%」に、「8千円」を「4千円」に、「20万円」を「10万円」に改める。

お従前の例による。

(平成19年9月27日掲示済)

奈良市告示第535号

奈良市母子家庭高等技能訓練促進費交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年9月27日

奈良市長 藤原昭

奈良市母子家庭高等技能訓練促進費交付要綱の一部を改正する告示

奈良市母子家庭高等技能訓練促進費交付要綱(平成16年奈良市告示第336号)の一部を次のように改正する。

附 則
(施行期日)

1 この告示は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市母子家庭自立支援教育訓練給付金交付要綱第4条第1項の規定は、対象講座の受講開始日が平成19年10月1日以後である対象者に交付する訓練給付金から適用し、対象講座の受講開始日が同日前である対象者に交付する訓練給付金については、な

別記第1号様式中

修業している資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・()
----------	-------------------------------

備考

を

修業している資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・()
----------	-------------------------------

③児童扶養手当の受給の証明

上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明します。

(担当者氏名)

印

に

備考

改め、同様式の(注)の部分の第2項第2号中「写し」の次に「(「③児童扶養手当の受給の証明」欄に市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印する場合は、添付する必要はありません。)」を加える。

附 則

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

(平成19年9月27日掲示済)

奈良市告示第536号

政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例施行規則に基づく報告書の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年9月27日

奈良市長 藤原昭

政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例施行規則に基づく報告書の閲覧及び写し

の交付に関する規程の一部を改正する告示
政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例施行規則に基づく報告書の閲覧及び写しの交付に関する規程（平成8年奈良市告示第284号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「郵送」を「郵送等」に改め、同条第1項中「郵送」を「郵送等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付をいう。）」に改める。

附 則

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

（平成19年9月27日掲示済）

奈良市告示第537号

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則（平成17年奈良市規則第51号）第4条第1項の規定により奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者を指定したので、同規則第10条の規定により次のとおり公示します。

平成19年9月28日

奈良市長 藤原昭

名 称	代表者氏名	所 在 地	指定日
株式会社岡本住設	代表取締役 岡本直樹	三重県伊賀市西高倉4016番地の3	平成19年9月27日

（平成19年9月28日掲示済）

奈良市告示第538号

急性灰白髄炎予防接種を次のとおり行いますので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告します。

平成19年9月28日

奈良市長 藤原昭

1 予防接種の対象者の範囲

生後3月から生後90月に至るまでの間にある者

2 予防接種を行う期日及び場所

別紙のとおり

3 接種不適当者

- (1) 下痢が治癒していない者
- (2) 明らかな発熱（37.5°C以上）を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー（即時型のアレルギー反応のなかで最も迅速な過敏反応）を呈したことが明らかな者
- (5) その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患有することが明らかな者

(2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者、又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

(3) けいれんの既往のある者

(4) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

(5) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者

5 料金

無料

6 その他

不明な点については、奈良市保健所健康増進課に問い合わせてください。

別紙省略

（平成19年9月28日掲示済）

訓 令 甲

奈良市訓令甲第15号

序 中 一 般
関 係 各 所

郵政民営化法等の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成19年9月27日

奈良市長 藤原昭
郵政民営化法等の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令）

第1条 奈良市事務専決規程（平成14年奈良市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「料金後納郵便物」を「料金後払とする郵便物等（郵便物及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第3項に規定する信書便物をいう。以下同じ。）」に改める。

第6条第1項課長共通の部分の第1号、第10条第1項第1号、第11条第2項第1号、第12条第1項第1号及び第13条選挙管理委員会事務局長等共通の部分の第1号中「料金後納郵便物」を「料金後払とする郵便物等」に改める。

（奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部改正）

第2条 奈良市役所出張所長等事務専決規程（昭和34年奈良市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第4条課長共通の部分の第1号中「料金後納郵便物」を「料金後払とする郵便物等（郵便物及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第3項に規定する信書便物をいう。次条において同じ。）」に改める。

第5条第23号中「料金後納郵便物」を「料金後払とする郵便物等」に改める。

（奈良市文書取扱規程の一部改正）

第3条 奈良市文書取扱規程（昭和23年奈良市訓令甲第2

号)の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「郵便料未納」を「通信料未払」に、「未納又は不足の料金を納付して」を「未払又は不足の料金を支払つて」に改める。

第14条第1項中「、「速達」」を削る。

第27条第1項中「郵送」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による発送(以下「郵送等」という。)」に、「郵送依頼簿」を「郵送等依頼簿」に、「郵便物の」を「郵便物にあつてはその」に改め、同条第2項中「郵便発送簿兼切手類受払簿」を「郵便等発送簿兼切手等受払簿」に改め、同条第3項中「郵送する」を「郵送等をする」に、「郵便発送簿兼切手類受払簿」を「郵便等発送簿兼切手等受払簿」に改め、同条第4項中「郵送」を「郵送等」に改める。

別記第5号様式(表)中「速達・内容証明」を「内容証明」に改める。

別記第10号様式中「郵便発送簿兼切手類受払簿」を「郵便等発送簿兼切手等受払簿」に、

「
料
金
後
納
分
」
を
「
料
金
後
払
分
」
に改める。

別記第11号様式中「郵便発送簿兼切手類受払簿」を「郵便等発送簿兼切手等受払簿」に改める。

(奈良市職員服務規程の一部改正)

第4条 奈良市職員服務規程(昭和40年奈良市訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

第32条第5号を次のように改める。

(5) 郵便物等受信簿

第32条第7号を次のように改める。

(7) 郵便等発送簿

第34条第1号中「郵便物受信簿」を「郵便物等受信簿」に改め、同条第2号中「書留」を「書留等(書留郵便、

配達記録郵便及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務であつて当該一般信書便事業者若しくは当該特定信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものをいう。)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に第3条の規定による改正前の奈良市文書取扱規程及び第4条の規定による改正前の奈良市職員服務規程の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成19年9月27日掲示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第31号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号。以下「奈良市契約規則」という。)第2条の規定により公告します。

平成19年9月18日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

1 入札に付する事項

舗装工事、市内三碓町～帝塚山七丁目地内他3件(工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 平成19年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。

(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に同じく入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定す

る市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで
(正午から午後1時までを除く。)

- (2) 場所
水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

- 4 入札の場所
水道局4階 大会議室(北側)

- 5 入札の日時

別表のとおり

- 6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

- 7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便

- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日

- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違のある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

- 8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成19年9月21日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

- 9 入札参加資格の審査及び決定

- (1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

- (2) 入札参加者の決定通知

平成19年9月25日までに入札参加申請者に通知します。

- 10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200(内線) 223

別表省略

(平成19年9月18日掲示済)

奈良市水道局告示第32号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成19年9月19日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

名称	代表者氏名	所在地	届出日
丸進建設	丸野 勇二	奈良市紀寺町561-5-2-301	平成19年9月12日

(平成19年9月19日掲示済)

奈良市水道局管理規程第11号

奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年9月25日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程

奈良市水道局職員就業規則(昭和33年奈良市水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第40条の3第1項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「一部」の次に「(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(平成19年9月25日掲示済)

奈良市水道局管理規程第12号

郵政民営化法等の施行に伴う関連規程の整備に関する規程を次のように定める。

平成19年9月27日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

郵政民営化法等の施行に伴う関連規程の整備に関する規程

(奈良市水道局事務専決規程の一部改正)

第1条 奈良市水道局事務専決規程(昭和41年奈良市水道局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条課長共通の部分の第11号中「料金後納郵便物」を「料金後払とする郵便物等(郵便物及び民間事業者に

よる信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第3項に規定する信書便物をいう。」に改める。
(奈良市水道局文書取扱規程の一部改正)

第2条 奈良市水道局文書取扱規程(平成2年水道局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「書留受付簿」を「書留等受付簿」に、「書留に」を「書留等(書留郵便、配達記録郵便及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務であって当該一般信書便事業者若しくは当該特定信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものをいう。)」に改める。

第8条第5項中「郵便料未納」を「通信料未払」に、「その未納又は不足の料金を納付して」を「その未払又は不足の料金を支払って」に改める。

第27条第1項中「郵送」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による発送(以下「郵便等」という。)」に改め、同条第2項中「郵便発送簿」を「郵便等発送簿」に改め、同条第3項中「郵送する」を「郵送等をする」に、「郵便発送簿」を「郵便等発送簿」に改める。

別記第2号様式中「書留受付簿」を「書留等受付簿」に、
「書留番号(件名)」を

「書留等番号(件名)」に改める。

別記第7号様式中「郵便発送簿」を「郵便等発送簿」に、

「料金後納分」を「料金後払分」に、「小包」を「」に改める。

(奈良市水道局会計規程の一部改正)

第3条 奈良市水道局会計規程(昭和57年奈良市水道局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第28条中「、郵便為替証書」を削る。

第64条第1項中「郵便局」を「株式会社ゆうちょ銀行」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に第2条の規定による改正前の奈良市水道局文書取扱規程の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間必要な調整をして使用することができる。

(平成19年9月27日掲示済)

奈良市水道局告示第33号

会計帳簿等の様式に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年9月27日

奈良市水道事業管理者

中尾一郎

会計帳簿等の様式に関する規程の一部を改正する告示

会計帳簿等の様式に関する規程(昭和44年奈良市水道局告示第7号)の一部を次のように改正する。

第43号様式その4中「郵便はがき」を「はがき」に改め、

「」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の会計帳簿等の様式に関する規程に定められた様式による用紙は、この告示による改正後の会計帳簿等の様式に関する規程に定める様式にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(平成19年9月27日掲示済)

奈良市水道局告示第34号

奈良市水道局において発行する納付書、納入通知書及び領収書の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年9月27日

奈良市水道事業管理者

中尾一郎

奈良市水道局において発行する納付書、納入通知書及び領収書の一部を改正する告示

奈良市水道局において発行する納付書、納入通知書及び領収書(昭和55年奈良市水道局告示第9号)の一部を次の

ように改正する。

第1号様式中	〔 取りまとめ郵便局 〒 〕	を削る。
第2号様式中	〔 取りまとめ郵便局 ① 奈良中央郵便局 〕	を削る。
第3号様式中	〔 取りまとめ郵便局 〒 奈良中央郵便局 〕	を削る。
第13号様式中	〔 取りまとめ郵便局 〒 奈良中央郵便局 〕	を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正前の奈良市水道局において発行する納付書、納入通知書及び領収書に定められた様式による用紙は、この告示による改正後の奈良市水道局において発行する納付書、納入通知書及び領収書に定める様式にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができます。

(平成19年9月27日掲示済)

奈良市水道局告示第35号

昭和62年奈良市水道局告示第2号（奈良市水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正し、平成19年10月1日から施行する。

平成19年9月27日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

第2項中「郵便局」を「株式会社ゆうちょ銀行」に改める。

(平成19年9月27日掲示済)

奈良市水道局告示第36号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成19年9月28日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

名称	代表者氏名	所在地	指定日
成生水道	小林 満生	奈良市北風呂町13番地の2	平成19年9月12日

(平成19年9月28日掲示済)

消 防

奈良市消防局長訓令甲第11号

全職員

奈良市消防事務専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年9月25日

奈良市消防局長 猪岡秀夫

奈良市消防事務専決規程等の一部を改正する訓令
(奈良市消防事務専決規程の一部改正)

第1条 奈良市消防事務専決規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第24号）の一部を次のように改正する。

第3条課長共通の部分の第1号中「料金後納郵便物」を「料金後払とする郵便物等（郵便物及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第3項に規定する信書便物をいう。）」に改める。
(奈良市消防文書規程の一部改正)

第2条 奈良市消防文書規程（昭和42年奈良市消防長訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「郵送簿」を「郵便等発送簿」に改める。

第8条第1項第3号中「、小包郵便物」を削る。

第20条の3第2号中「郵送するもの」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により発送するもの」に、「郵送簿」を「郵便等発送簿」に改める。

第26条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

別記第5号様式中「郵便発送簿」を「郵便等発送簿」に改める。
(奈良市火災予防査察規程の一部改正)

第3条 奈良市火災予防査察規程（平成19年奈良市消防長訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「配達証明又は配達証明及び内容証明の取扱いにより郵送する」を「配達証明郵便等（配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者において、信書便物（同条第3項に規定する信書便物をいう。）を配達し、若しくは交付した事実を証明する信書便の役務をいう。）又は配達証明取扱の内容証明郵便により送付する」に、「郵送する警告書」を「送付する警告書」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

(平成19年9月25日掲示済)

教育委員会

奈良市教育委員会訓令甲第4号

府中一般
関係各所

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を
次のように定める。

平成19年9月18日

奈良市教育委員会
教育長 中尾勝二

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓
令

奈良市教育委員会事務専決規程（昭和49年奈良市教育委
員会訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第4条課長等共通の部分の第1号中「料金後納郵便物」
を「料金後払とする郵便物等（郵便物及び民間事業者による
信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条
第3項に規定する信書便物をいう。以下同じ。）」に改める。

第6条第1号、第7条第1号、第8条第1号、第10条第
1号及び第11条第1号中「料金後納郵便物」を「料金後払
とする郵便物等」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

（平成19年9月18日掲示済）

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。